

令和3年

第1回市議会定例会 議案第52号

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに  
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに  
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
を定める条例（平成27年函館市条例第25号）の一部を次のように改  
正する。

目次中

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」を  
「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）  
第6章 雑則（第36条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援を提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的 to 実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の後ろに「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当た  
る者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規  
定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本  
その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記  
載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行  
うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条（第35条  
において準用する場合を含む。）および第33条第26号（第35条  
において準用する場合を含む。））ならびに次項に規定するものを除く。）  
については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、  
磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で  
作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも  
のをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者  
は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付  
等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規  
定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方  
の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法  
その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によ  
ることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年  
3月31日までの間、改正後の第3条第5項および第29条の2（第  
35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、こ  
れらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなけれ  
ば」とし、改正後の第20条（第35条において準用する場合を含む。）  
の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、

虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。））」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第21条の2（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第23条の2（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援の事業の基本方針、運営の基準等に関する規定を整備するため